

資料提供	
年月日	令和6年2月1日
課名	監査委員事務局
担当者	岡本
内線	5114、5125
直通電話	082-513-5125

住民監査請求の監査の開始について

広島県監査委員に対して請求があった住民監査請求1件について、令和6年1月31日に監査を開始することとした。

1 住民監査請求の概要

(1) 請求人

広島県民

(2) 請求年月日及び請求の趣旨

請求年月日	請求の主旨	請求の主な理由
令和6年1月25日	<p>次の支出は違法または不当な支出であるため、広島県は教育長及び知事に対して損害額の返還請求をするなど必要な措置を講じること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度～2022年度に実施した図書館リニューアル事業に関し支出した453万円 ・2019年度～2022年度の教育研修などキャリアリンクとの委託契約等により支出した4,396万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長は赤木かん子氏に利益を与える目的で2018年度～2022年度の図書館リニューアル事業に関し、同氏オリジナル商品を購入させた。 ・教育長はキャリアリンクに利益を与える目的で2019年度～2022年度の教員研修などについて同社に委託させたほか謝金、旅費の支払いをさせた。 ・知事は任命責任及び指導監督責任を怠った。

2 今後の日程等

(1) 監査委員は、地方自治法の規定に基づき、執行機関に対して監査を行う。また、監査請求人に対する陳述の聴取を行う。

(2) 法定処理期限

令和6年3月25日（月）